

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び国保中央病院組合契約規則（平成 13 年 4 月 1 日国保中央病院組合規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により、公告します。

令和元年 11 月 6 日

国保中央病院組合
管理者 山村 吉由

1 競争入札に付する事項

(1) 入札物件

国保中央病院本館（7 階食堂、中央材料室）、緩和ケア病棟及び保育所の空調機の購入

詳細は、別紙仕様書によります。

(2) 納入期限

令和 2 年 2 月 28 日

(3) 納入場所

奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1 国保中央病院
本館・緩和ケア病棟・保育所

(4) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、当該加算される額を考慮して、入札書を記載してください。

(5) 入札の中止

入札参加業者が 1 者となった場合、本入札は中止となります。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 国保中央病院組合契約規則第 3 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 取扱営業種目が物品製造等の その他機器類 で国保中央病院組合又は川西町、三宅町、田原本町及び広陵町（以下「4 町」という。）のいずれかに競争入札等参加資格登録している者であること。

- (3) 公告で定めた開札日時において、国保中央病院組合又は4町の物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 本調達内容の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。
- (5) 本調達内容に関し、迅速なアフターサービスを実施できる体制が整備できること。
- (6) その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間及び場所

交付場所 : 本組合ホームページ (<https://www.kokuho-hp.or.jp/>)
からダウンロードするか、下記に取りに来てください。
〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古404-1
国保中央病院組合 経営管理課
TEL 0744-32-8800

交付期間 : 令和元年11月6日（水）～令和元年11月13日（水）
9時00分～17時00分まで
(平日12時00分～13時00分及び土・日は除く)

(2) 入札参加資格審査申請書の提出期間及び場所

提出期間 : 令和元年11月6日（水）～令和元年11月18日（月）
9時00分～17時00分
(12時00分～13時00分及び土・日は除く)

提出場所 : (1) の場所に提出して下さい。

(3) 入開札の日時及び場所

入開札日時 : 令和元年11月22日（金）10時00分

入開札場所 : 奈良県磯城郡田原本町宮古404-1
国保中央病院 飛鳥ホール

4 その他

(1) 入札保証金

免除とします。

(2) 契約保証金

契約締結と同時に契約期間で発生する金額総額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付してください。ただし、受託者が次の①もしくは②に該当するものであるときは、契約保証金を免除します。

- ① 保険会社との間に国保中央病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 過去2年間に国又は官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加希望者は、入札説明書に定めるところにより、入札参加資格審査申請書を提出し入札参加決定通知書にて承認を受けるものとします。その上で、所定の入札書を作成し、所定の場所及び日時において入札してください。

(4) 入札書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、国保中央病院組合契約規則第12条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(5) 契約書の作成の要否

要します。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次の①から⑦までに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとします。

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力

団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方とした場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、国保中央病院組合が下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

（8） 契約の解除

契約締結後、契約者について（7）の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を国保中央病院組合に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、契約を解除することができます。この場合、契約者は、国保中央病院組合契約規則第32条第2項において規定する損害賠償金を納付しなければなりません。

（9） その他必要事項

詳細は、入札説明書及び別紙仕様書によります。